

放送番組等のインターネット配信の必須業務化に伴う 支払率推計方法等の見直しについて

2025 年 9 月

放送番組等のインターネット配信の必須業務化に伴う支払率推計方法等検討委員会

目次

1. 当検討委員会設置の目的と検討結果の概要	1
2. 世帯支払率の推計方法について	2
3. 事業所支払率の推計方法について	4
参考.「放送番組等のインターネット配信の必須業務化に伴う支払率推計方法等検討委員会」について	6

1. 当検討委員会設置の目的と検討結果の概要

日本放送協会(以下、「NHK」)は、2024年5月24日公布の「放送法の一部を改正する法律」(以下、「改正放送法」)に基づき、2025年10月1日から、テレビ・ラジオの放送に加えて、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務が必須業務となる(以下、「必須業務化」)。

改正放送法では、総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」での議論等を踏まえ、受信契約について「受信料の公平負担を確保するため、テレビ等の放送の受信設備を設置した者と同等の受信環境にある者として、NHKが必須業務として行う放送番組等の配信の受信を開始した者をNHKとの受信契約の締結義務の対象とする」とされている。NHKでは、受信料の公平負担の観点から支払率を推計・公表しているところ、上記の受信契約対象者の見直しに伴い推計方法も見直す必要がある。

以上の背景を踏まえ、NHKでは、放送・情報通信や統計に関する外部専門家の知見を得て、必須業務化後の支払率の推計方法等について検証するために、「放送番組等のインターネット配信の必須業務化に伴う支払率推計方法等検討委員会」(以下、「当検討委員会」)を設置し、詳細な検討を行った。

当検討委員会では、推計に新たに追加すべき対象及び推計方法の妥当性について検討を行った結果、過去の推計結果との継続性を踏まえて従来の推計方法を継承することには合理性があり、テレビ等の受信機を設置せずNHKの配信の受信を開始した場合(以下、「配信受信¹のみ」)について新たに対象に加えることが適当との結論を得た。ただし、NHKが独自に実施する「受信契約状況実態調査」の精度の向上など、詳細な手順についてはさらに改良すべき点があり、メディアを取り巻く環境やデバイスの普及の動向も踏まえるため、継続的に推計方法の改善を検討する必要がある。

それぞれの検討項目について、当検討委員会の検討結果は以下のとおりである。

¹ 配信受信は、NHKのアプリやWEBサイトにアクセスし、受信契約が必要になることを確認したうえで、NHKの配信の視聴または閲覧を開始した状態を指す。スマホやパソコンを持っているだけでは受信契約の対象とはならない。

2. 世帯支払率の推計方法について

(1) 推計方法

必須業務化後の世帯支払率の推計方法について、妥当性・正確性を検討した。

- 現行の推計方法では、国勢調査と国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計」をもとに算出した世帯数に、別荘等の数を加えて総世帯数を推計するとともに、「受信契約状況実態調査(世帯)」によって世帯人員別のテレビ所有率等を把握し、これらを組み合わせることによって、支払率の分母となる受信契約対象世帯数を推計している。
- 今回、受信契約対象者の見直しに伴い、推計の対象に配信受信のみの世帯を加えることについて検討を行い、適切であるとの結論を得た。配信受信のみの受信契約対象世帯数は、免除対象世帯等を除く世帯数に「受信契約状況実態調査(世帯)」(2026 年度NHK実施予定)をもとに算出した配信受信のみの世帯の割合を乗じて推計することができ、これを従来の受信契約対象世帯数に加算することで必須業務化後の受信契約対象世帯数を求めることができる。

(2) 調査に関する検討事項

推計において従来の受信契約対象世帯数に加え、新たに配信受信のみの受信契約対象世帯数を適切に把握するため、「受信契約状況実態調査(世帯)」(2026 年度NHK実施予定)の調査方法の妥当性・正確性を検討した。

- 調査タイトルは、「テレビ」と限定しない文言への変更が求められる。現在は『テレビ放送に関するアンケート』としていているところ、配信に関する設問を含むことを示す必要がある。
- 調査に際して送付する事前の協力依頼状及び調査票においては、情報の取り扱い方針や、回答により不利益になることがない旨を明記し、同意を得る必要がある。個人の特定につながる情報は調査会社のみが取り扱いNHKが受け取ることはないこと、調査への回答有無によって回答者が不利益を被ることがないこと等を示したうえで、返送により同意を得たとみなすことを明示する対応が望ましい。
- 新たに配信受信のみの世帯を推計するうえでは、配信の世帯利用率等に地域や年代、性別による違いが生じる可能性が懸念される。よって今後は、あらかじめ標本誤差を許容する基準を定めたうえで事前の層化割付を行うか、これまでと同様に調査対象を均等に抽出したうえで都道府県別の世帯数に応じてウエイトバックするといった方法により、サンプルの偏りに対応することも検討の対象とすることが望ましい。
- 現在は郵送調査による郵送回答のみを採用しているが、郵送での回答とインターネット上での回答の併用を検討する必要がある。調査会社や世論調査研究をしている専門家の声として、郵送調査の信頼性の高さが見直されている。一方で、回答方法については、世代によって郵送で回答する回答者層及びインターネット上での回答を望む回答者層の双方に偏りが潜在することを考慮すると、若年層や配信受信のみの世帯の回答率が上がるよう、調査票は引き続き郵送としつつもインターネット上でも回答できる仕様へ変更することが望ましい。

- 配信受信のみの世帯を推計するための設問を追加するうえで、設問文は利用状況に限定して分かりやすい表現とすることが望ましい。回答選択肢は、具体的なサービス名の例示や、他社の配信サービスと一連で利用状況を確認する等の工夫を行うことで、回答者が利用しているサービスを想起しやすくすることが求められる。なお、個別の選択肢は、調査時点での各種サービスの利用状況及び提供実態等を踏まえ、精査する必要がある。
- 次回調査の時期は、2026 年度中の実施が望ましい。NHK ONEのサービス開始後、一定期間が経過しているため、2025 年度に実施するよりも有意な結果が得られると考えられる。また、現在は 5 年に一度、国勢調査の公表に合わせて調査を実施しており、今後も同様に実施することで調査の正確性を維持・確保できると認められる。なお、2025 年度決算における支払率の公表にあたっては、配信受信のみの世帯を推計することが困難であるため、説明性の観点を踏まえ、NHKが把握した配信受信のみの世帯契約数を受信契約対象世帯数に加えることを検討する必要がある。

3. 事業所支払率の推計方法について

(1) 推計方法

必須業務化後の事業所支払率の推計方法について、妥当性・正確性を検討した。

- 現行の推計方法においては、経済センサス(活動調査)の事業所数を推計の基礎資料として使用するとともに、「受信契約状況実態調査(事業所)」によってテレビの設置場所数等を把握し、これらを組み合わせることによって、支払率の分母となる受信契約対象数を推計している。
- 今回、受信契約対象者の見直しに伴い、推計の対象に配信受信のみの設置場所(テレビ等の受信機がなくNHKの配信の受信を開始した通信端末機器のみの設置場所)を加えることについて検討を行い、適切であるとの結論を得た。事業所における配信受信のみの受信契約対象数は、免除対象事業所・世帯扱い事業所を除く事業所数に「受信契約状況実態調査(事業所)」(2026年度NHK実施予定)をもとに算出した1事業所あたりの配信受信のみの設置場所数を乗じて推計することができ、これを従来の受信契約対象数に加算することで必須業務化後の受信契約対象数を求めることができる。

(2) 調査に関する検討事項

推計において従来の受信契約対象数に加え、新たに配信受信のみの受信契約対象数を適切に把握するため、「受信契約状況実態調査(事業所)」(2026年度NHK実施予定)の調査方法の妥当性・正確性を検討した。

- 調査タイトルは、「テレビ」と限定しない文言への変更が求められる。現在は『テレビ設置状況等についてのアンケート』としているところ、配信に関する設問を含むことを示す必要がある。
- 調査に際して送付する事前の協力依頼状及び調査票においては、情報の取り扱い方針や、回答により不利益になることがない旨を明記し、同意を得る必要がある。特に事業所では、世帯に比べ回答内容が複雑であることから、間違えた回答をしないように回答を控える可能性があるため、調査への回答有無によって回答者が不利益を被ることがないこと等を明示することが望ましい。
- 回答の正確性を確保するため、回答者の立場は内容に詳しい部署の人限定することが望ましい。多くの事業所で備品管理を担っていると考えられる総務担当者等を宛先にしたうえで、設問でも回答者の立場(部署や役職)を確認することが効果的だと考えられる。
- 調査対象とする事業所は、従来通り都道府県別・業種別に割付を行うことが適切である。また、現在は郵送により調査票を送付し、回答の受付は郵送・インターネットを併用したうえで、テレマーケティングによる回答の依頼及び聞き取りも行っている。複数手段の併用が回答回収率の確保に一定程度資する状況であることから、現時点では今後も同様の形式を継続することが適切だと考えられる。
- 設置場所を推計するための設問においては、単にスマートフォンやパソコン等の通信端末機器の設置について確認するのではなく、「NHKの配信の受信を開始している状態」であること

を明示的に確認する必要がある。また、配信の受信における契約単位はテレビと同様に設置場所ごとであるが、テレビと異なり配信を受信する場所を特定しきれないケースがあることから、「配信の受信の本拠²」という考え方にに基づき設置場所を確認する必要がある。

- 次回調査の時期は、2026 年度中の実施が望ましい。NHK ONEのサービス開始後、一定期間が経過しているため、2025 年度に実施するよりも有意な結果が得られると考えられる。また、現在は 5 年に一度、経済センサス(活動調査)の事業所に関する集計及び企業等に関する集計の公表に合わせて調査を実施しており、今後も同様に実施することで調査の正確性を維持・確保できると認められる。他方、次回の経済センサス(活動調査)の公表に合わせると、次回調査が 2028 年度の実施となることが想定され、事業所における配信受信のみの実態の把握が遅れることを避けるため、世帯の「受信契約状況実態調査」に合わせて 2026 年度中に調査を行うことが理想的である。なお、2025 年度決算における支払率の公表にあたっては、配信受信のみの設置場所を推計することが困難であるため、説明性の観点を踏まえ、NHKが把握した配信受信のみの事業所契約数を受信契約対象数に加えることを検討する必要がある。

²「配信の受信の本拠」とは、配信の受信に関する業務の本拠となる事業所内の場所(ホテルの客室や会社の執務室など)をいう。例えば、チューナーレステレビ等の特定の場所で使用される通信端末機器は、テレビと同様に、その機器が置かれた場所が「配信の受信の本拠(設置場所)」となる。スマートフォン、タブレット等の不特定の場所で使用される通信端末機器は、その機器を使用させる業務実施上の拠点が「配信の受信の本拠(設置場所)」となる。

参考.「放送番組等のインターネット配信の必須業務化に伴う支払率推計方法等検討委員会」について

- 構成員

座長	音 好宏	上智大学 文学部 新聞学科 教授
構成員	内山 隆	青山学院大学 総合文化政策学部 総合文化政策学科 教授
	高橋 知樹	株式会社三菱総合研究所 モビリティ・通信事業本部 主席研究員
	日野 愛郎	早稲田大学 政治経済学術院 教授
	山口 真一	国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 准教授

(五十音順・敬称略)

- 開催期間

- 2025 年 5 月～9 月

- 開催月日・検討内容

第 1 回	2025 年 5 月 26 日	● 開催要綱の確認 ● 〈世 帯〉支払率推計方法 ● 〈世 帯〉「受信契約状況実態調査」
第 2 回	2025 年 6 月 27 日	● 〈世 帯〉調査方法の対応方針 ● 〈事業所〉支払率推計方法 ● 〈事業所〉「受信契約状況実態調査」
第 3 回	2025 年 8 月 7 日	● 〈世 帯〉調査方法の対応方針 ● 〈事業所〉調査方法の対応方針 ● 報告書骨子
第 4 回	2025 年 9 月 5 日	● 〈世 帯〉調査方法の対応方針 ● 〈事業所〉調査方法の対応方針 ● 報告書 とりまとめ